

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ 本日の説明は、主として成年後見制度のうちの法定後見についてであり、裁判所で多く取り扱う事例である成年後見制度について御意見をいただきたい。

○ 申立てから後見人の選任までどのくらいの期間を要するのか。

△ 事案によるが、平均すると大体2か月を切るくらいである。昨年は90数日であった。現在は、利用者からの質問には、「事案によるが、2～3か月くらい」と案内している。

○ 鑑定が必要な事案などもあると思うが、「後見申立てセット」に基づく申立て準備が功を奏しているということか。

△ それはあると思う。鑑定省略事案が増えた。診断書書式の工夫であるとか、申立て時の即日事情聴取に基づいて、ポイントを絞った調査ができるという点などが効果を現していると考えている。後見人候補者の推薦依頼に対し、各団体の御協力で速やかに候補者の推薦をいただいているということもある。

△ 期間という意味では、利用者にニーズが出てから審判が出るまでの期間の問題がある。つまり、利用者が申立てセットを受け取ってから申立ての準備をし、事前に申立日を予約して実際に申立てをするまでについて、従前は裁判所の方の態勢が整っていなかったもので、ニーズが出て予約するまでほぼ1か月を要したが、現在は態勢強化により、申立てセットによる申立ての準備ができれば、すぐにでも申立てを受理できるようになったというところも効果として出ている。要は、裁判所が受け付けできるようになってからという視点ではなく、ニーズが出てからどれだけの期間で審判が出るかというところが、現在、裁判所の方で一番意識して活動しているところである。

□ 50数日が平均だとすれば迅速に手続が進められていると思われるが、さらに

書類が全部揃っていて即日に審判が出たというのはまだないのか。

△ 事案によっては即日審判を渡せる事件があっても良いとは思う。即日審判をしたという事例としては、2年前に障害者自立支援法による集団申立てがあり、その時は、事前に準備をして、1日に200人以上に対して即日審判をした例がある。通常の申立てのケースでは、早くても2日から4日くらいというのが最速である。

○ それは、本人の資産状態によって変わってくるのか。

△ 資産状態でも当然変わってくるが、持って来る資料の調い方による。弁護士や司法書士が付いていて、資料が完璧であり追完の必要がないときは早く処理できる。本人の症状も関係する。本人の症状が重要なので、はっきり鑑定省略できるのでない限り、資料が十分であっても微妙なケースは鑑定が必要で、当然時間はかかることになる。早くすると同時に、適正でなければならないので、全部資料が揃っていても即日というわけにはいかないということは御理解いただきたい。

□ 広報行事の一環として、当庁で一般市民の人を対象とした成年後見制度の説明会を催したところ、申込み開始の初日から募集人数が一杯になる状況で、世間では制度に対する関心が非常に強いように感じている。広報面の対応について、不足の部分や、もっと改善の余地があるというような御意見はないか。

○ 先ほど視聴したビデオの内容はよく分かった。ただ、ビデオの中では、弟がすんなり「僕がやるよ」と言って、順調に手続が進んでいったが、例えば、弟が「僕はなりたくない」と言い、兄も多忙というときはどうなるのかとか、双方が後見人を希望したときはどうなるのかなど、いろんなケースがあると思われる。そういうところをもう少し教えてもらいたいと思った。

△ 双方が後見人になりたくないというケースについては、まず申立てに至るのかという問題がある。双方はなりたくないが、近所の人が見てこれはおかしいとなった場合は、市町村長が申し立てることができる。大体の場合、発端は近所の民生委員などからの相談を受けて市町村長が申し立てる。その場合は、後見人は第

三者ということで、弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人から選任する形になる。もう一つの解決法として複数後見人というのがあるので、双方を後見人に選任する方法もある。ただ、その2人がものすごい喧嘩をしている場合に、ともに後見人にすると、紛争ケースになってしまうことがある。裁判所は双方の意見を聴いて調整を図るが、調整できないときは、本人保護のために第三者の専門家に後見人をお願いする場合もある。

○ 銀行や病院では、本人でないから手続ができない、後見人制度があるので家庭裁判所に行くようになどと言われることがあるようだが、その際、どの程度まで制度のことを教えてくれているのか。

△ 申立ての窓口にいる書記官が、当事者の話を聴いていると、銀行などの窓口へ行ったら「家庭裁判所に行って後見人の証明書をもらってきてください。」と言われたと言う人が多い。「後見人の証明書」とは、おそらく東京法務局での後見の登記の登記事項証明書のことだと思われる。病院は比較的良好にご存知のようであるが、銀行など金融機関では後見制度をまだよくご存知ない人が窓口を担当されていると、後見人の登記事項証明書があれば取引に応じなさいというマニュアルのようなものがあるのかも知れないが、「それは家庭裁判所に行ってもらってくるものだよ。」というところまでは教示してくださっているようである。それを聞いた当事者は、裁判所に行ったら、申請すればすぐに証明書をもらえるものと思って来られる。その結果、申立てセットを渡して、準備の必要な書類等の説明をすると仰天されることはある。

○ 保護観察所では、心身喪失者等の医療観察法に関係して、社会復帰調整官が後見人の制度について関与することがある。そこで、現在の制度の問題点について、鑑定料が高くて負担できない人が結構あり、使いづらい制度になっていると感想を述べていた。申立てセットでは、診断書と鑑定で大体10万円前後とされているが、その10万円が負担できないということである。心神喪失等で事件を起こした者については、刑事手続中で詳細な精神鑑定等が行なわれている場合が多い

が、その資料は民事の手続中では考慮されないのか。また、例えば療育手帳を持っているかとか、あるいは精神障害の程度がどれくらいかとかは、どのように判断されるのか。

△ 刑事手続で得られた資料でも民事手続で利用できるもの、特に療育手帳などはそのまま使用できるし、鑑定でも、刑事手続の鑑定で後見が必要な状態であると判断され、かつ診断書でも後見が必要であるとされれば、それを使用することはできると思われる。ただ、あくまでケースバイケースである。

○ そのような資料は、申立人がそれぞれの努力で集めなくてはいけない、職権で集めることはまずない、と認識してよいか。

△ そういうことである。

○ 私は、平成12年から後見を担当しているが、後見人は大変だなといつも思っている。財産など何か少しでも後見人になる人が得するのではないかという感覚を皆さんは持たれるけれど、後見人はしんどいだけで何も得することはない。後見人は、何を買っても請求書や領収書をもらい、それをコピーして1年間ためておいて、それを裁判所に提出する。本当に大変な手間がかかる。合間には病院に行って、本人の介護をするので、大変だろうと思う。また、70何歳という高齢の人が後見人にならなければならないというような状況もあり、市のほうで若い人が後見人のアルバイトやパート的なことをやっていただいたらいいのではないかと思うこともある。資力のある人なら司法書士や弁護士にお願いしてやられるのが本当に一番良いと思う。年金だけという人もたくさんいる中で、介護はしなければならぬし、お金は出さなければならぬしと、ご家族も本当に大変だと思う。

□ 後見人の実態が非常によく分かった。

○ 大阪では、親族の後見人で賄えないものとして、年間200人弱くらいは大阪弁護士会所属の弁護士が後見人になっており、その率は約11%と全国で一番多い。財産のある人は問題ないが、中には、財産のない人で他に看る人もいない、

あるいは、親族がいても自分たちではできないので、弁護士に後見人を依頼したいが報酬は出せないというケースもある。弁護士会では、こうした場合にも登録をして、「やります」という人だけを集めて研修などもやっており、私自身もそのような後見人をやっている。例えば、被後見人が統合失調症の重い人で退院の見込みのない人などは、身上監護よりも財産管理にウエイトがかかるが、そうでない人の場合、携帯電話番号を教えるので毎日夜1回は電話がかかってくることもあり、電話だけで済むといってもなかなか大変であるということも聞いている。

また、後見事件の申立て件数は年間3万件くらいあるが、年間3万というとてもすごい件数である。人事訴訟が年間1万件くらい、離婚の調停は年間6万か7万件くらいではないかと思うが、それと比較してもものすごい数である。人事訴訟でも調停でも丸々1年かかるというのは少ないので、事件も回っていくが、後見事件はどんどん溜まっていく。年間3万件ずつ増えていくわけである。平成15年あたりまで破産事件がどんどん増えていったときに、裁判所も必死になって管財人を増やした。このように後見事件が増え続けると家庭裁判所はもっと必死になって後見人を増やさなければならないが、いずれ後見事件で家庭裁判所がパンクするという可能性はある。

- 後見人は法律家でなくても大丈夫なのか。
- それは大丈夫だと思う。第三者でも悪いことをしない人であれば比較的簡単に後見人として審判を出しても弊害はないと思う。一方、後見人を選任すると代理権が生じるだけでなく本人の権利制限も伴うので、その意味ではそう気軽には出せない。鑑定も、これまでの主治医にしてもらうことは、本当に客観的な判断ができるかという意味では、おかしいといえればおかしい。例えば、身内に悪い人がいて、その人が後見人になるつもりで主治医に鑑定してもらうことを考えると、別の人に鑑定をしてもらうのが本来であるといえる。しかし、現実はそうは言っていない。

- 後見人としては大変なだけなのに、件数は増えていくわけでしょう。
- 1人の後見人がそれほど件数はこなせない。NPO法人を活用するにしても、市などの市民後見人を活用するにしても、担当者1人が受け持つことができるのは2、3人が限度ではないか。
- 成年後見人制度はもう丸9年になる。これまで選任した後見人について、現場としてうまくいったケースがほとんどだと思うが、逆にうまくいかない、あるいは不正になりがちなケースはどのくらいあるのか。3万件もあるということであるが、お金の管理は人間にとって弱いものでなので、質の問題も大事である。その監督について家庭裁判所としても本当に大変な大きな仕事ではないかと思うが、そのあたりを教えていただきたい。
- △ 定期的に家庭裁判所に財産管理状況を報告していただいております、本人の財産をきちんと管理しているか、後見人の使い込みはないかを注意して見ている。そして、後見人が自分のために使い込みをしたというケースでは、後見人に問い質し、認めるときは、弁償の方法を協議するとか、あるいは裁判所として刑事告発をするケースもある。ただ、多くのケースは、親族が後見人で悪気がなく、同居中で一時借用したとか、一時援助してもらったとかの意識で財産を混同している事案である。その場合には、これ以上被害が拡大しないようにすることが大切で、次に、財産を回復する方法を講じなければならない。もちろん、後見人の適格性がないことは明らかなので、代替りの後見人を探し、前任の後見人に対して弁償を求め、必要であれば、賠償を求める訴訟も検討してもらいたいこともある。不正事案が起きないようにすることが第一であるから、選任段階で後見人候補者の人柄を見、あるいは後見人職務説明会などで説明をして、候補者が勘違いをしていないかどうかを確かめている。後見監督については、いつもきちんと報告を出し、内容も正しく財産管理を行っている人については、頻繁に資料の提出を求めるのは大変であるから、次の報告までの期間を延ばしてやっていただいている。後見人の経営自体が危ういとか、あるいは日頃の監督時の言動や報告内容を見ていると

少し頼りないという場合は、監督の期間を短くして頻繁に報告を出させる。あるいは被後見人が損害賠償金を得たとか、保険金が下りたとか、まとまった金銭が入ってきた時には、入金時期を見計らって、入金の有無や今後の用途などを確認している。例えば、本人の収入と支出が月々少しずつマイナスであれば、その預貯金で何年くらい生活の見通しが立つかといったことも指導をしなければいけないので、入金タイミングに監督をするなど、様々な工夫をしている。

○ 裁判所から報告書を求めたけれども出してくれない。呼び出しても出てこないというケースはどのくらいあるか。

△ 何回呼び出しをしても来ないとなると解任を検討することになるが、それほど多くはない。具体的な数は不明であるが、担当書記官1人につき1、2件くらいある程度だと思われる。

○ ほとんどの後見人にとっては、特に書類を作るのが大変であるが、親族や本人から裁判所に文句や苦情を言ってくることはないか。

△ もちろん文句や苦情はいろんな方面からあるし、後見人からの苦情も多い。先ほどの不正との関係で言うと、悪気があるのかないのかとか、故意でやっているのか、あるいは忙しくてできないのか。そのあたりもやはり報告書を作って出すようお願いするが、それが無理であるなら、やむを得ないので、都合をつけて来ていただき、口頭で説明していただいて、納得できれば監督は終了することもある。

全く反応がないのが、一番困る。怠慢なのか、不正を隠そうとしているのか、あるいは本当に忙しいのか、その辺の見定めというのをきちんとしていかないといけないと思っている。

○ 被後見人が高齢の場合、相続にからむこともあると思う。被後見人が亡くなった後、病院費用とかいろいろな債務の清算を後見人がやってしまうということがあるか。

△ 被後見人が亡くなった後は、後見人としての活動は本来できない。そのことは

後見人には伝えてあるが、相続人であればついやってしまうことは確かにある。遺産分割をして相続人が債務も引き継いだ上で分配をし、相続人間で揉め事や問題がなく、もう話しがついているのであれば、裁判所としては、「間違いだから戻しなさい」とまでは言っていない。

- 行政的な側面もある後見事件が累積されていく中で、家庭裁判所はひとつひとつの面倒を逐一みていくことになるのか。裁判所としては、行政との連携をどのように考えているのか。国の制度としての将来像はどうか。現場の家庭裁判所としては、どのように感じているのか。
- 後見監督事件は、確かに行政的な側面は大きい。これからどんどん増えていく状況の中で、裁判所としてどのように対処していくかというのは非常に難しい問題である。
- いろいろと御意見をいただき、どうもありがとうございました。